

電子手形(でんて)、電子決済(でんさい)とは？

最近、「電手」「電債」という言葉を聞くようになりました。どうしたことなのか調べてみました。従来、商取引では現金払いの他に手形払いがありました。この手形取り扱いの煩雑さや偽造・紛失等のリスクを軽減する為に、紙の手形を電子化する事で、2009年11月から始まっています。インターネットが普及した昨今では電子手形の利用が広がっているようです。この新しい形の債権は「電子記録債権法」という法律により「電子手形は電子記録債権法に基づく決済サービス」と規定されています。

紙の手形と電子手形の違いと、変更によるメリットはあるのでしょうか？ 導入効果は、支払企業・受取企業について下記のように期待されています。支払企業では、①発行手続きによる事務負担の軽減。②郵送又は手渡しの必要が無い。③印紙(税)がいらぬ。④紛失・盗難・偽造のリスク回避。 受取企業では、①手形の保管管理がない。②紛失・盗難・偽造のリスクがない。③受け取りや集金の必要が無い。④取立てや割引の際に銀行へ持込む必要が無い。⑤支払期日には確実に資金化できる(取立忘れ無し)⑥分割での割引や譲渡が可能(新しいメリット)。ということです。

上記のような決済システムを行うのは国の指定を受けた民間機関であり、以下の4機関があります。①日本電子債権機構株式会社(三菱東京UFJ銀行系)、②SMBC電子債権記録株式会社(三井住友銀行系)、③みずほ電子債権記録株式会社(みずほ銀行系)、④全銀電子債権ネットワーク(全国の金融機関)。④以外はそのグループ内やグループとの取引企業間での流通電債のみの取扱いであり、中小企業にとっては④の方が利用しやすいでしょう。利用に当たっては事前に利用契約を結ぶ必要があります。また、契約内容や手数料は金融機関により異なることがあります。取引銀行で確認してください。また、決済期日は事前に銀行から通知が届く為、支払いを忘れる事はありません。

【情報】

維新先覚者顕彰祭が行われます！

平成30年5月の「西南之役140年官軍薩軍恩讐を超えての慰霊塔建立」、令和2年11月の「大久保利通公慰霊祭」、昨年5月の「大久保利通公顕彰会設立」に続き、「第1回維新先覚者顕彰祭」が下記日程で行われます。

鹿児島では西郷さんの人気が高いですが、明治維新に際し、国の為に活躍した薩摩の先覚者を顕彰しようという会です。是非、ご参加ください。

日時 5月8日(日) PM2:00~4:00

場所 甲突川高見橋「大久保利通公銅像」前

参加料 2000円(受付にて)

【定休日】

5月は1, 2, 3, 4, 5, 8, 15, 22, 29日

6月は4, 5, 11, 12, 18, 19, 25, 26日となります

宜しく申し上げます



大久保公と共に斬殺された中村太郎と馬
(大久保利通公銅像の台座裏側)